

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月7日	
千葉県知事 熊谷 俊人 殿	
提出者 〒260-0045	
住 所 千葉県千葉市中央区弁天1-29-11	
氏 名 ショーボンド建設株式会社 千葉支店	
支店長 南場 結城	
電話番号 043-306-2118	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ショーボンド建設株式会社 千葉支店
事業場の所在地	千葉県千葉市中央区弁天1-29-11
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D06ー総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 3, 9 0 7 (百万円)
③ 従業員数	13人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの) 施工・発生→保管→収集→中間処理→最終処分

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)	
	支店長 (建設副産物統括責任者) 管理規則の決定・啓蒙活動 支店課長 (建設副産物管理責任者) 管理状況の確認 現状把握と改善指導 作業所長 (建設副産物管理者) 日常管理・協力業者指導 所員 (建設副産物管理担当者) 日常管理・協力業者指導

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を有害物質を含むもの）	
	排出量	391.773 t	t
	(これまでに実施した取組) ・計画・施工段階での発生抑制の検討 ・廃棄物の発生量の少ない工法の検討および採用		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を有害物質を含むもの）	
	排出量	300 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・計画・施工段階での発生抑制の検討 ・廃棄物の発生量の少ない工法の検討および採用		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別ヤードの確保と分別表示の実施 ・工事関係者に対する啓蒙教育の実施 ・法律及び関係法令を遵守し、適切に梱包し、専用の容器にて管理する ・着手前に事前調査を実施し、特別型管理産業廃棄物の含有状況を確実に把握する
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別ヤードの確保と分別表示の実施 ・工事関係者に対する啓蒙教育の実施 ・法律及び関係法令を遵守し、適切に梱包し、専用の容器にて管理する ・着手前に事前調査を実施し、特別型管理産業廃棄物の含有状況を確実に把握する

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を有害物質を含むもの）	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を有害物質を含むもの）	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施の予定はなし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を有害物質を含むもの）	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を有害物質を含むもの）	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 実施の予定はなし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を有害物質を含むもの）	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を有害物質を含むもの）	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施の予定はなし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を有害物質を含むもの）	
	全処理委託量	391.773 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	391.773 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・これまでの取引実績を考慮し、委託先の選定を行う ・優良認定処理業者への委託率の増加を図る ・職員への啓蒙教育を実施する		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（基準値を有害物質を含むもの）	
	全 処 理 委 託 量	300 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	300 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでの取引実績を考慮し、委託先の選定を行う ・優良認定処理業者への委託率の増加を図る ・職員への啓蒙教育を実施する		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	391.773	t
	(今後実施する予定の取組等) 電子情報処理組織にはすでに加入しており、電子マニフェスト対応処分業者への処理委託を推進している。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。